

平成20年度 税制改正動向と生命保険提案

事業承継 税制編

優遇措置だが、新たな企業リスクも!?

自社株の納税猶予制度で 事業承継はどう変わる!?

税理士・染宮勝己

平成20年度の税制改正大綱は“小つぶ”な改正と言われているが、その中で、ひととき話題となり、中小企業経営者から注視されている項目がある。それが「事業承継税制」だ。内容については、現時点では一部しか発表されておらず、具体的なことは、平成21年度税制改正を待たねばならないが、大綱を読む限り、平成20年～21年は「相続・事業承継の年」になると思われる。そこで今月号と来月号の2回にわたり、現在わかっている範囲内で、「経営者」「資産家・富裕層」のお客さま、あるいは「遺産分割が心配なお客さま」にお会いする生保営業マンのために、事業承継税制および相続税の改正に向けた、「今できる生命保険活用法」を書いてみた。

編集部より.....

今月号および来月号の特集記事は、本誌付録小冊子「平成20年度税制改正と生命保険活用」(染宮勝己先生著)との連動企画です。おもに小冊子は中小企業経営者向けに、本誌特集は生保セールスパerson向けに、読者を想定した内容になっています。小冊子を法人マーケットに配布などされる際は、本誌特集をお読みのうえで活用されることをお勧めいたします。

注目! 本特集や付録小冊子の内容をもっと知りたい方に朗報です。

染宮勝己先生のセミナーが、5月～6月に全国で開催されます。
染宮勝己の日本縦断セミナー
『ビッグチャンスを見逃すな 50年ぶり! 相続・事業承継の大改正』

●開催日程や申込み先は、本誌44ページをご覧ください。

「事業承継税制」と「相続税の課税方式」、2つの改正で中小企業経営はどう変わる?

平成20年度 税制改正と生命保険活用

中小企業の事業承継支援策として注目される「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」。さらには、数十年ぶりの相続税制の大改革と言われる「遺産取得課税方式への変更」を中心に、企業経営者が知っておきたい事業承継と相続にかかわる税制改正動向と生命保険活用法をタイムリーに解説。経営者への情報提供ツールとして最適な1冊です。

- 本書の主な内容
- 第1章 事業承継税制
 - 第2章 「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」について
 - 第3章 遺産取得課税方式
 - 第4章 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(民法の特例法)
 - 第5章 政府税調の答申案を見てビックリ!



仕様●B5判/32ページ/本文2色刷り 定価●525円(税込) 著者●税理士 染宮勝己

好評 発売中!

(注) 事業承継税制・相続税等の改正については、まだ不明な部分が多数あります。また、政治情勢にもよりますが、平成20年度税制改正法案の動向によっては、今発表されている事項も含めて大きく変わる可能性があります。その点をご了承の上、お読みください。

はじめに

今回の事業承継税制の改正は、大きく3項目に分けて考えるとわかりやすい。その3項目とは、次の通りである。

- ①「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」

- の創設
 - ②「遺産取得課税制度」の採用
 - ③「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の創設
- 今月号では、それぞれの項目の簡単な説明と「生命保険の販売話法」について述べることにする。

第1章 『取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度』(自社株の納税猶予制度)の創設

(1) 事業承継税制の抜本的見直し

事業承継税制の抜本的見直しについては、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(以下「経営承継円滑化法」と言う)の制定を踏まえて、平成21年度の税制改正において、事業承継などを対象とした『取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度』(以下「自社株の納税猶予制度」と言う)が創設される予定である。

(2) 制度の概要

この制度の概要を、細かく分けてみると次のようになる。

- 事業承継相続人が、
- 非上場会社を経営していた被相続人から
- 相続等によりその会社の株式等を取得し、その会社を経営していく場合には、
- その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、
- 相続等により取得した株式等*1にかかる
- 課税価格の80%に対応する
- 相続税の納税が猶予される。

(3) 制度の内容

- ①「事業承継相続人」とは
 - 事業承継相続人(以下「後継者」と言う)とは、具体的には「後継者」のことを指すが、特に以下の条件を満たしている後継者のことである。
 - 「経営承継円滑化法」で経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業であること
 - その中小企業の代表者であること
 - 後継者と同族関係者とを合わせて発行済株式等の過半数を保有していること
 - 同族関係者の中で筆頭株主であること
- ②「会社を経営していた被相続人」とは
 - 会社を経営していた被相続人とは、具体的にはその会社の「経営者であった者」を指すが、特に次の条件を満たした経営者のことである。
 - 会社の経営者であったこと
 - 会社を経営していた被相続人と同族関係者とを合わせて発行済株式数の過半数を保有していること
 - 同族関係者(「後継者」を除く)の中で筆頭株主であったこと

この「事業承継相続人」と「会社を経営していた被相続人」は、一見難しく思えるが、一般的な例をイメージすると次のページのようになる。

*1 相続等の結果、その会社の発行済株式の総数等の3分の2に達するまでの部分。

経営者であった親（経営者）から、相続人である子ども（後継者）に自社株の相続が行われる時に、自社株にかかる相続税の納税猶予が認められる制度

③納税猶予税額

- 税制改正大綱によると、納税猶予額は次のようになる。
- 納税猶予の対象となる株式等のみを相続とした場合の相続税額から、
- その株式等の20%を相続とした場合の相続税額を
- 控除した額を猶予税額とする。

(4) 猶予税額の免除

①内容

後継者が、納税猶予の対象となった株式等を死亡の時ま

で保有し続けた場合など、一定の場合には猶予税額を免除する。

②“一定の場合”について

この納税猶予制度は、納税を猶予するだけでなく、一定の場合には猶予税額を免除する。ただし、この“一定の場合”の具体的内容については、まだ公表されていない。

(5) 猶予税額の全額納付

①内容

後継者が相続税の申告期限から5年の間に、代表者でなくなる等、“事業を継続していない”と認められる場合には、その時点で猶予税額の全額を納付しなければならない。

②事業継続要件とは

次の「事業継続要件」を満たしていない場合には、“事業を継続していない”と見られる。

- 代表者であること

- 雇用の8割以上を維持していること
- 相続した対象株式を継続保有していること

(6) 5年経過後に、納税猶予の適用を受けた株式を譲渡した場合

①内容

相続税の法定申告期限から5年経過後でも、納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その時点で、納税猶予の対象となった株式の総数等に対する譲渡株式の総数等の割合に応じた猶予税額を納付する。

②5年経過後も安心できない

相続税の申告期限から5年経過後でも、猶予税額は免除されるわけではないことに注意しなければならない。従って、5年経過後に対象株式等を譲渡等した時には、その譲渡等した株式数に応じた猶予税額を納付しなければならない。

(7) 利子税の納付

①内容

猶予税額の全部または一部を納付する場合には、その納付税額について、相続税の法定申告期限からの利子税も併せて納付する。

②利子税の納付は重い？

せっかく納税猶予が認められたとしても、「5年以内に事業を継続していない」と認められたり、「5年経過後に対象株式を譲渡した場合」には、猶予税額の全部または一部を納付するが、その時に併せて利子税も一緒に納付する。

(8) 必ずしも「相続した自社株の評価額の80%が納税猶予の対象」とは限らない

もう一つ、制度の適用を受け続ける際に注意しなければならない点として、

- 納税猶予額は、相続した自社株の評価額の80%に相当する相続税額とは限らない

というのがある。

その理由は、納税猶予制度の対象は次のうち、いずれか少ない株式等が対象になるからである。

- 相続により取得した自社株等
- 発行済株式総数の3分の2までの部分

例えば、被相続人が自社株全株（100%）を持っていて、全てを後継者が相続した場合、「相続した自社株」と「発行済株式総数の3分の2」の、いずれか少ない数が納税猶予の対象となるからである。

「相続した自社株のうち、80%の評価額については相続税の納税猶予を受けられるから、納税資金対策は必要ない」と安心していても、思わぬ相続税がかかる可能性もあるので注意しなければならない。

* * *

以上が、『取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度』（自社株の納税猶予制度）の概要である。まだ細かい事項はあるが、詳細は拙著『平成20年度税制改正と生命保険活用』（本誌付録小冊子）をご覧ください。

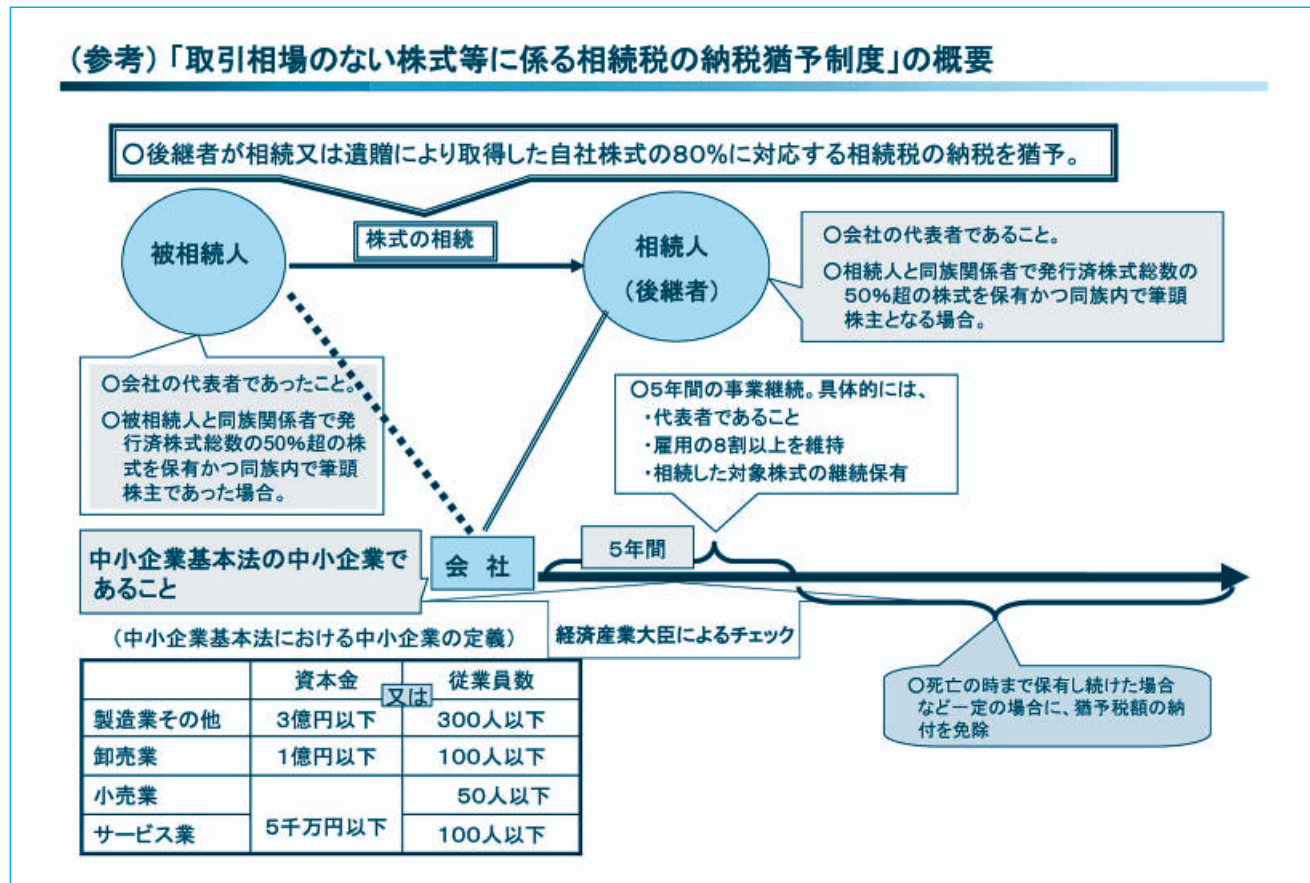
第2章 『自社株の納税猶予制度』に関する販売話法

(1) 自社株の評価減と納税猶予のちがい

第1章で、「自社株の納税猶予制度」について説明したが、まだ未確定な事項や不明点等も多い。また、同制度は

「自社株の評価減の制度」ではなくて、「自社株にかかる相続税の納税を猶予する制度」である点を忘れてはならない。

従って、「納税猶予が認められた」からといって安心はできない。なぜなら、第1章でも説明したように、さかのぼって納税をしなければならなくなる場合があるからだ。



経済産業省「平成20年度税制改正について」より